

## 大中型まき網漁業の運搬船の使用に関する事務取扱いについて

複数の大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）が、当該漁業の許可を受けた複数の船舶（以下「許可船舶」という。）により、共同で同一の運搬船（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）第 40 条第 1 項に規定される運搬船をいう。以下同じ。）を使用して操業する（以下「グループ操業」という。）場合であって、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 44 条第 1 項の規定により大中型まき網漁業の許可に付された条件に規定された上限を超える隻数の運搬船を使用しようとするときの手続等の事務に関する取扱いを次のとおり定める。

### 第 1 運搬船共同使用申請書の提出

大中型まき網漁業者は、グループ操業を行おうとする場合であって、当該漁業の許可に付された条件に規定された上限を超える隻数の運搬船を使用しようとするときは、運搬船共同使用申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、水産庁長官に提出しなければならない。なお、提出に当たっては、代表者の漁業根拠地（当該漁業の操業を管轄する事務所の所在地をいい、2 以上ある場合にあっては主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して行うこととする。

- (1) 申請に係る全ての運搬船の漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）による漁船の登録の謄本及び船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）に基づく船舶検査証書の写し
- (2) 申請に係る運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面
- (3) 申請に係る全ての運搬船を使用する許可船舶に係る許可証の写し
- (4) その他審査に当たり必要と認める書類

### 第 2 審査及び承認

水産庁長官は、第 1 により提出された申請書等について、その内容を審査し、以下の基準を全て満たす場合には、承認をするものとする。

- (1) 申請に係る全ての運搬船が、現に、当該申請に係るグループ操業を実施しようとする許可船舶のいずれかにより使用されているものとして許可省令第 40 条第 1 項の規定に基づき届け出られている運搬船であること。

- (2) 申請に係る運搬船を使用してグループ操業を実施する許可船舶の総数は、北部太平洋海区（千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経 179 度 59 分 43 秒の線との両線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）をいう。）にあつては 7、それ以外の海区にあつては 5 を超えないこととし、全ての許可船舶の操業区域や主な水揚港が同一である等グループ操業が現実的に可能であり、これが当該漁業者の収益性の向上に資するものであると認められること。
- (3) 申請に係る全ての運搬船が、当該申請に係るグループ操業を実施する海域において、他のグループ操業で使用されていないこと。
- (4) 漁業調整上支障がないと認められること。

### 第 3 承認証の交付等

- 1 水産庁長官は、第 2 の審査の結果、承認する場合は、申請者に対し運搬船ごとに承認証を交付するものとする。
- 2 承認証の交付を受けた者は、当該承認証を承認に係る運搬船の船内に備え付けておかなければならない。
- 3 承認証の交付を受けた者は、承認証を亡失し、又は滅失したときは、速やかに、水産庁長官に対して、理由を付して承認証の再交付を申請しなければならない。

### 第 4 承認の変更等

- 1 承認証の交付を受けた者は、承認証の記載事項を変更しようとするときは、運搬船共同使用変更申請書（別記様式第 2 号）を水産庁長官に提出しなければならない。
- 2 承認証の交付を受けた者は、グループ操業を終了した場合は、速やかにその旨を水産庁長官に届け出なければならない。
- 3 承認に係るグループ操業が、次の（1）の場合に該当することとなったときには承認を取り消すこととし、（2）又は（3）のいずれかの場合に該当することとなったときには承認を変更し、又は取り消すことができるものとする。
  - （1）第 2 の（1）から（3）までのいずれかを満たさなくなった場合
  - （2）承認証の交付を受けた者が漁業関係法令又は漁業関係法令に基づく処分に違反した場合
  - （3）第 2 の（4）を満たさなくなった場合

### 第 5 承認の失効

承認に係るグループ操業が、次の（1）又は（2）の場合に該当することとなったときは、当該承認は失効するものとする。

- （1）承認証の交付を受けた者から第 4 の 2 の終了の届出があつた場合
- （2）承認に係る大中型まき網漁業の許可のいずれかが失効した場合

## 第6 承認証の返納

承認証の交付を受けた者は、承認が取り消された場合又は失効した場合は、速やかに承認証を水産庁長官に返納しなければならない。

## 第7 承認の有効期間

承認の有効期間は、原則として、承認に係る大中型まき網漁業の許可の有効期間の残余期間のうち最も短い残余期間と同一の期間とする。

## 第8 報告

承認証の交付を受けた者は、水産庁長官からの求めがあった場合には、当該承認に係る運搬船の転載及び陸揚げ状況を水産庁長官に報告しなければならない。

### 附 則

- 1 この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。
- 2 大中型まき網漁業の許可の条件として付されている水産庁長官の承認する運搬船についての取扱方針（平成27年10月9日付け27水管第1440号水産庁長官通知）は、令和2年11月30日限りで廃止する。

運搬船共同使用申請書

年 月 日

水産庁長官殿

代表者 住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

大中型まき網漁業の許可（まき第 号及びまき第 号及びまき第 号）の条件に規定された上限を超えて運搬船を共同で使用することとしたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 承認を受けようとする運搬船及び当該運搬船を使用する許可船舶

運搬船の船名	トン数	漁船登録番号	操業区域	許可船舶の船名	許可番号

2. 申請理由

備考

- (1) 許可船舶及び許可番号の欄には、承認を受けようとする運搬船を共同で使用しようとする許可船舶及び許可番号を記載すること。
- (2) 当該船舶に係る許可が共同経営である場合には、許可申請における代表者を申請者とする。

運搬船承認変更申請書

年 月 日

水 産 庁 長 官 殿

代表者 住所  
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 住所  
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで受けた運搬船の承認証に係る記載事項を下記のとおり  
 変更したいので申請します。

記

1. 承認を受けている運搬船及び当該運搬船を共同で使用する許可船舶

運搬船の 船名	ト ン 数	漁船登録号 番 号	操業区域	許可船舶の 船名	許可番号

2. 変更事項

変更事項	変 更 前	変 更 後

3. 申請理由

備 考

- (1) 許可船舶及び許可番号の欄には、承認を受けている運搬船を共同で使用している許可船舶及び許可番号を記載すること。
- (2) 当該船舶に係る許可が共同経営である場合には、許可申請における代表者を申請者とする。